

特定健診受診勧奨強化広告 実施計画作成・実施及び広告素材作成業務 公募プロポーザル応募要項

1 目的

この要領は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「特定健診受診勧奨強化広告 実施計画作成・実施及び広告素材作成業務」を委任する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

特定健診受診勧奨強化広告 実施計画作成・実施及び広告素材作成業務

(2) 委託業務の内容

特定健診受診勧奨強化広告 実施計画作成・実施及び広告素材作成業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借り入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類「07 企画・製作」・小分類「04 広告・広報」に登録があり、かつ等級格付が「特A」で登録されている者であること。
- (3) この手続の開始の日から令和8年2月26日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 過去に地方公共団体が発注する広告業務を実施した実績があること。

4 応募手続等

(1) 参加表明書の提出

- ア 提出様式 様式第1号及び様式第1号別添資料（参加表明書及び会社概要）
- イ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出すること（電子メール又はFAXで提出する場合は、発信後、電話で受信の確認を行うこと）
- ウ 提出先 「6 問い合わせ・提出先」 のとおり

エ 提出期限 令和8年2月13日（金）午後1時（必着）

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問様式 様式第2号（質問書）

イ 提出方法 (1) イに同じ

ウ 提出先 (1) ウに同じ

エ 提出期限 (1) エに同じ

オ 回答期限 令和8年2月18日（水）午後5時

カ 回答方法 参加表明書を提出した事業者に対し、電子メール又はFAXで送信

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類 様式は自由とし、「業務実施体制」、「類似業務の実績」、「受診促進（行動変容）」、「効果検証方法」、「実施工程」の他、特定健診受診勧奨強化広告 実施計画作成・実施及び広告素材作成業務委託仕様書に基づき、作成すること

※サイズは原則A4（A3折込可）

イ 提出部数 提案書9部、見積書1部

ウ 提出方法 持参、又は郵送により提出すること

エ 提出先 「5 問い合わせ・提出先」のとおり

オ 提出期限 令和8年2月26日（木）午後1時必着

(4) 審査

ア 審査方法 山口県医務保険課内に設置するイの審査委員会において、ウの審査基準に基づいて審査を行い、最も高い評価を得たものを委託候補者として特定する。

イ 審査委員会 審査委員会会長 医務保険課長

委員 医務保険課副課長

委員 保険指導班長

委員 契約担当

委員 予算担当

ウ 審査基準 審査項目及び配点は次のとおり

審査項目	配点	審査事項
業務執行体制	5	①業務を執行するための管理運営、組織体制が整っているか。
	5	②過去3年間の同種又は類似の実績があり、その内容から本事業の遂行能力が認められるか。
提案内容	5	③業務の実施工程は適切か。
	25	④作成する実施計画の内容が、具体的に提案されており、実現可能なものとなっているか。
	10	⑤使用する広告媒体の提案とその選定理由が、具体的かつ受診促進に効果的なものになっているか。

	25	⑥作成する広告素材の内容とその狙いが具体的かつ受診促進に効果的なものになっているか。
	10	⑦広告の効果検証を行う手法が具体的に提案されているか（サンプル調査等）。
	5	⑧その他、本業務の目的実現に向けた、より効果が見込まれる提案があり、その内容が具体的かつ適切か。
経費	10	⑨経費の見積は予算の範囲内で、積算根拠は適正な算出方法となっているか。
計	100	

- ・審査委員が各審査事項について5段階で評価する。
- ・合計点が最も高い事業者を委託候補者として選定する。
- ・審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ・応募者が1者の場合、最低基準点を満たす者については、当該提案者を委託候補者とする。
- ・最低基準点に満たない場合又は提案者がない場合には、再度公募を実施する。
- ・同点の場合は、価格（見積書）により判断する。

(5) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ・応募資格のない者が提案したとき
- ・提出された参考見積書（消費税及び地方消費税含む。）が、前記2（4）で定める契約金額の上限額を超える場合
- ・定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・提案書類等に虚偽の記載内容があった場合
- ・応募要項に違反または著しく逸脱した場合
- ・その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為があった場合

(6) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、令和8年3月中旬～下旬頃に書面で通知する。なお、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

(7) 契約

前記4（4）により審査委員会が特定した者から見積書を徴収し、委託内容を協議の上、業務委託契約を締結する。なお、選定は、提案内容をそのまま了承するものではなく、提案内容の一部について変更や修正を依頼する場合がある。協議が整わない場合は、次点のものと協議を開始する。

5 その他

- (1) 提案は1社1案とする。
- (2) 提案書の作成等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 審査に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。

(4) 提出された書類は返却しないものとし、また、提出された提案書の訂正、差し替えは認めない。

6 問い合わせ・提出先

山口県健康福祉部医務保険課 担当：佐藤
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
TEL：(083)933-2825 FAX：(083)933-2939 Email：a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

《参考1》プロポーザル実施スケジュール

項目	期日等
プロポーザル参加表明書の提出期限	令和8年2月13日（金）午後1時
質問書の受領期限	2月13日（金）午後1時
質問書への回答	2月18日（水）午後5時
提案書類の受領期限	2月26日（木）午後1時
審査結果の通知	3月中旬～下旬